農業委員会名簿

出欠席	役	職		氏		名	備	考
出席	会	長	日	永		熙		
出席		会 長 代理者)	鈴	木	義	英		
出席	副	会 長	田	中		均		
出席	副	会 長	髙	木	治	雄		
出席	委	洫	加	藤	さり	ゆみ		
欠席	委	員	鈴	木		巖		
出席	委	員	佐	藤	修	康		
出席	委	員	就鳥	野	孝	_		
出席	委	酒	野	П	浩	孝		
出席	委	酒	丑	田	和	良		
出席	委	酒	太	田	芳	郎		
出席	委	酒	杁	江		豊		
出席	委	加	後	藤	忠	正		
出席	委	畑	松	永		勇		
欠席	委	員	八	木		聖		
出席	委	員	不	破	恭			
出席	委	員	服	部	典	雄		
出席	委	員	横	井	芳	之		

出欠席	役	職	氏				名	備	考
出席	委	員	井戸	三田	敏	明			
出席	委	員	堀	田		薫			
出席	委	員	伊	藤	利	彦			
出席	委	員	飯	田	喜美	美子			
出席	委	員	堀	田	爲利	責穂			
出席	委	員	加	藤	俊	治			
出席	委	員	鈴	木	秀	夫			
出席	委	員	加	賀	裕				
出席	委	員	前	野	順	子			
出席	委	員	辻		義	則			
出席	委	員	神	田	俊	紀			
出席	委	員	平	野	博	吉			
出席	委	員	柴	田	隆	吉			
出席	委	員	竹	田	義	弘			
出席	委	員	池	П	克	八			
出席	委	員	横	井	美喜	事夫			
出席	委	員	伊	藤	里	海			
出席	委	員	Щ	田		進			
出席	委	員	伊	藤	辰	雄			

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長 (事務局長)	奥 田 哲 弘
課長補佐(事務担当)	鷲 尾 和 彦
主 任(事務担当)	瀧田崇司

進行要領

発言者	内容
	1. 開催日時 平成27年6月22日(月)
	午前9時00分から午前9時20分
	2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室
	3. 出席委員(35人)別紙のとおり
	3. 四州安貞(30人)が高のと初り
	4. 欠席委員(2人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	 日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 3 決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について
	日程第 4 専 決 報 告 1.農地法第3条の3第1項の規定による届出
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出
	3. 現況証明願 日程第 5 報 告 1. 農地法第 5 条関係取下願
	1. 展地伝第 5 米関係取下順
	3. 農地改良届出書
	4. 認定電気通信事業者の行う中継基地等の設置に
	伴う農地転用
	日程第 6 そ の 他
	6. 農業委員会事務局職員 (3人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 瀧田崇司 である。
	8. 会議の概要
事務局長	開会(午前9時00分)
	定刻となりましたので、只今より、平成27年6月定例農業委員会を始めさせていたがなます。業事の進行は、平平本典業委員会総会規則第5条により日本会
	ていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会 長さんにお願いします。
会長	会長さん宜しくお願いします。

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、 只今より6月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号21番 飯田 喜美子 委員 議席番号22番 堀田 為積穂 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第 8号	- 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・6件
決定第 3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について・・・・・・・18件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・12件
	2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・4件
	3. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・1件
報告	1. 農地法第5条関係取下願・・・・・・・・1件
	2. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・5件
	3. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・1件
	4. 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に
	伴う農地転用・・・・・・・・・・・・1件

それでは、議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について 審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請地へコンビニエンスストアを建築する計画でございます。申請 地は2面の道路に面しており、周辺にコンビニエンスストアが少なく集客が見込 めるため、今般の申請となりました。また、駐車場につきましては、普通車用46 台、大型車用2台、計48台の計画でございます。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗

読及び説明)申請者は現在、隣接する宅地にて夫婦2人で暮らしておりますが、 敷地面積が狭く、自家用車及び営業車の駐車スペースの確保に大変困っているため、今般の申請にて、庭敷地を拡張し、駐車スペース(3台)及び洗濯物干場と して利用する計画でございます。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、家屋解体工事業を営んでおりますが、来客者用の駐 車場がなく、現状、事業場の空いたスペースに駐車しており、事業場はダンプカ 一や重機が頻繁に出入りしている状態であり、大変危険なため、今般の申請にて、 申請地を来客者用駐車場として利用する計画でございます。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、機械器具の鋳造製作、修理、加工、、販売を業として おりますが、名古屋本社の機能の一部を移管することにより、佐屋工場の従業員 が増加するため、申請地を従業員駐車場として利用する計画でございます。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)申請者は現在、津島市内の自己所有マンションにて、家族4人で暮 らしておりますが、子どもたちが成長するにつれ、もっと開放的な場所にて暮ら したいと考えるようになり、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。な お、現在のマンションは売却するとのことでございます。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗 読及び説明)管理組合を設立し、近隣住民等の駐車場として、貸駐車場5台分を 確保する計画でございます。なお、申請書には5台分の借入者名簿が添付されて おります。

以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第8号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請 6件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(1番から18番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)決定第3号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から18番、全体筆数は47筆、面積は30,301㎡でございます。円滑化団体のあいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、ございません。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は8名の方々です。内容につきましては、作物は普通畑、水稲、でございます。公告年月日は平成27年6月30日、契約開始年月日は平成27年7月1日、新規26件、再設定21件、契約期間は6年、10年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より決定第3号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、12件の届出を受理いたしました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、4件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。

(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明)以上、1件の届出がございました。なお、この事案

につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。

会長

只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、専決報告 3件 について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。

続きまして、報告 4件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、当初目的・取消理由を朗読及び説明)以上、1件の取下願が提出されましたので、内容を確認し、県へ進達させていただきました。

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、5件の合意解約の通知を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、1件の農地改良届出書を受付いたしました。

(報告 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用 1番の事業者住所氏名・地所在、地目、面積、事由、進達日を朗読説明)以上、1件の事業計画書が提出されましたので、内容及び現地を確認し、県へ進達させていただきました。なお、この事案につきましては、農地法施行規則第53条第14項「転用のための権利移動の制限の例外」に該当していると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは、報告 4件 について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。 これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前 9時20分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年6月22日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 21番委員 飯 田 喜美子

議事録署名者

議席番号 22番委員 堀 田 爲積穂